

JASSO 給付奨学金・学費免除の申請資格

1. 大学等への入学時期等に関する資格があります・・・

- ① 高等学校を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していないこと
- ② 高等学校卒業程度認定試験の受験資格を取得した年度の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人（5年を経過していても、毎年度受験をしていた人は含む）で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人
- ③ 上記の他、外国の学校教育課程等を修了した場合等の条件が別途定められています。

詳細は2頁に記載

在留資格等に関する資格があります・・・

外国籍の人は、以下のいずれかに該当する人のみ対象となります。

- ① 法定特別永住者(※1)
- ② 在留資格(※2)が「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人
- ③ 在留資格が「定住者」であって、日本に永住する意思がある人

※1 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者を指します。

※2 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）の定めによります。

その他、外国の学校教育の課程を修了した人などに係る申請資格

以下の A～C のいずれかに該当する人

A 学校教育法施行規則第 150 条に該当する高等学校等を卒業した人と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する人であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が 2 年を経過していない人

- (ア) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定したもの
- (イ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人
- (ウ) 文部科学大臣の指定した人

B 学校教育法施行規則第 150 条又は第 183 条に規定する以下のいずれかに該当する人であって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学しなくなった日の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が 2 年を経過していない人

- (ア) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (イ) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる専修学校において、高等学校を卒業した人に準ずる学力があると認めたもの

C 学校教育法施行規則第 150 条又は第 183 条に規定する以下のいずれかに該当する人であって、入学した日が 20 歳に達した日の属する年度の翌年度の末日よりも前の日であるもの

- (ア) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認めた人であって、18 歳に達したもの
- (イ) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した人に準ずる学力があると認めた人であって、18 歳に達したもの